

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

糸田町の人口は昭和 25 年に 16,375 人で人口のピークを迎え、その後は炭鉱の閉山等により急激に人口減少が進行した。昭和 45 年以降は徐々に人口は回復したものの、昭和 60 年以降は再び減少傾向に転じ、平成 22 年の人口は 9,617 人となっている。高齢化率は昭和 25 年では 3.5%であったが、年々上昇し、平成 22 年では 29.5%となっている。平成 27 年以降も人口減少・少子高齢化の傾向が続き、平成 72 年には人口が 4,683 人、高齢化率は 36.4%になると推計されている。

糸田町の産業構造は、第 3 次産業に従事する方が全体の 8 割を占め、次いで第 2 次産業従事者が 17%となっている。産業構造割合については、農業者が 31 件、卸・小売事業者が 43 件、製造業者が 9 件となっており、いずれも小規模企業等である。

このような中、設備投資を行うにしても、資金調達が難しいため、手控えている状況にあり、それらの課題を解決することが喫緊の課題である。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地元産業の浮上のきっかけとなり、町全体の活性化に寄与することを目指す。よって、本計画期間中に 5 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

対象となる設備等を広範にすることで、町内企業等の多くをその対象とできるため、より多くの企業等の生産性向上が図れると共に、町全体の活性化

につながる。

したがって、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

町内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、町内一円を対象とする。

#### (2) 対象業種・事業

町内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、全ての業種及び事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定対象としない。

また、公助良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。